

令和7年3月25日

【照会先】

政策統括官付参事官付行政報告統計室

室長 村田

(担当・内線) 福祉統計係(7553・7554)

(代表電話) 03(5253)1111

(直通電話) 03(3595)2919

## 令和5年度福祉行政報告例(児童福祉関係の一部)の概況

	目次	頁
報告の概要	.....	1
結果の概要	.....	2
統計表一覧	.....	4
用語の定義	.....	7

令和5年度福祉行政報告例(児童福祉関係の一部)の概況は厚生労働省ホームページにも掲載しています。URL(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/38-1.html>)

# 報 告 の 概 要

## 1 報告の目的

福祉行政報告例は、社会福祉関係諸法規の施行に伴う各都道府県、指定都市及び中核市における行政の実態を数量的に把握して、国及び地方公共団体の社会福祉行政運営のための基礎資料を得ることを目的とする。

## 2 報告の対象

都道府県、指定都市及び中核市を対象とする。

## 3 報告の種類

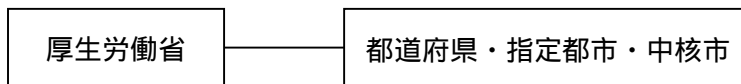
月報(6表)及び年度報(48表)とする。

## 4 報告事項

身体障害者福祉関係、障害者総合支援関係、特別児童扶養手当関係、知的障害者福祉関係、老人福祉関係、婦人保護関係、民生委員関係、社会福祉法人関係、児童福祉関係(こども家庭庁所管)、母子保健関係(こども家庭庁所管)、児童扶養手当関係(こども家庭庁所管)、戦傷病者特別援護関係、中国残留邦人等支援給付等関係

## 5 報告の方法及び系統

都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長は、所定の報告事項について定められた期限までに厚生労働省政策統括官(統計・情報システム管理、労使関係担当)に提出する。



## 6 利用上の注意

### (1) 表章記号の規約

減少数(率)の場合	
計数がない場合	-
統計項目のありえない場合	・
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	...

(2) 掲載している割合の数値は四捨五入しているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。

(3) 令和3年度以前の児童福祉関係の一部(児童相談所における児童虐待相談の対応件数など)については、一部の地方自治体において記入要領どおりに報告できていなかったことが判明しているため、本概況では令和3年度以前との経年比較はしていない。

# 結果の概要

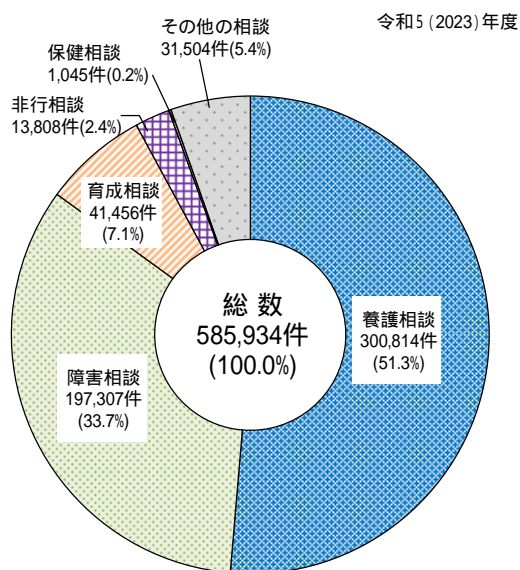
## 児童福祉関係

### 1 児童相談所における相談の種類別対応件数

令和5年度中の児童相談所における相談の対応件数は585,934件となっている。

相談の種類別にみると、「養護相談」が300,814件（構成割合51.3%）と最も多く、次いで「障害相談」が197,307件（同33.7%）、「育成相談」が41,456件（同7.1%）となっている。（図1）

図1 児童相談所における相談の種類別対応件数



### 2 児童相談所における児童虐待相談の対応件数

令和5年度中に児童相談所が対応した養護相談のうち児童虐待相談の対応件数は225,509件で、前年度に比べ10,666件（5.0%）増加している。

相談の種類別にみると、「心理的虐待」が134,948件（構成割合59.8%）と最も多く、次いで「身体的虐待」が51,623件（同22.9%）となっている。

被虐待者の年齢別にみると、「3歳」が14,423件と最も多くなっており、「身体的虐待」の構成割合は、年齢が上がるにつれておおむね多くなっている。（表1、図2）

また、主な虐待者別構成割合をみると「実母」が48.7%と最も多く、次いで「実父」が42.3%となっており、前年度と同様の傾向となっている（図3）。

表1 児童虐待相談の相談種別件数の対前年度比較

（単位：件）

	令和5年度 (2023)		4年度 ('22)		対前年度	
	件数	構成割合 (%)	件数	構成割合 (%)	増減数	増減率 (%)
総数	225,509	100.0	214,843	100.0	10,666	5.0
心理的虐待	134,948	59.8	128,114	59.6	6,834	5.3
身体的虐待	51,623	22.9	49,464	23.0	2,159	4.4
保護の怠慢・拒否(ネグレクト)	36,465	16.2	34,872	16.2	1,593	4.6
性的虐待	2,473	1.1	2,393	1.1	80	3.3

図2 児童虐待相談の年齢別・相談種別構成割合

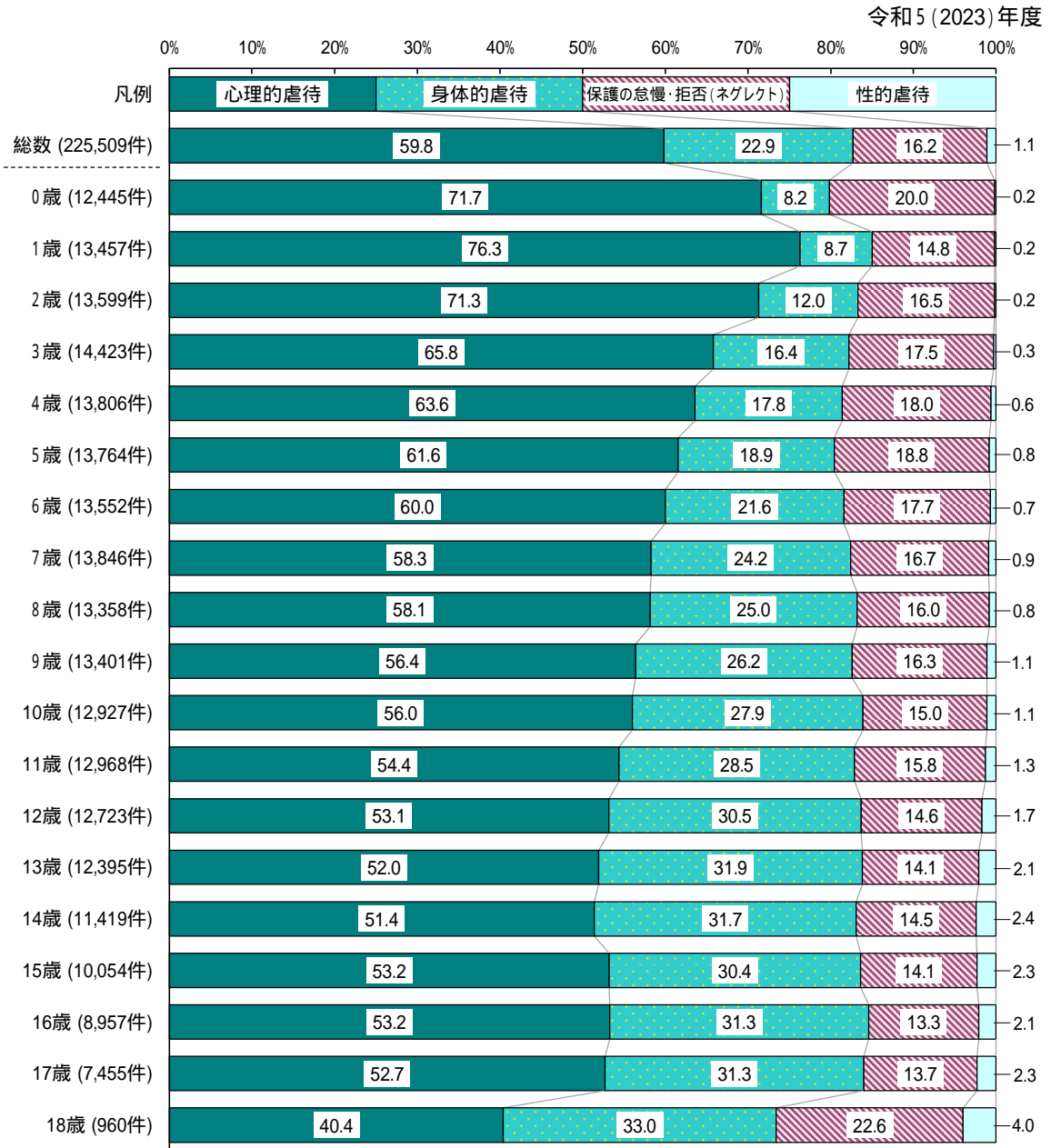
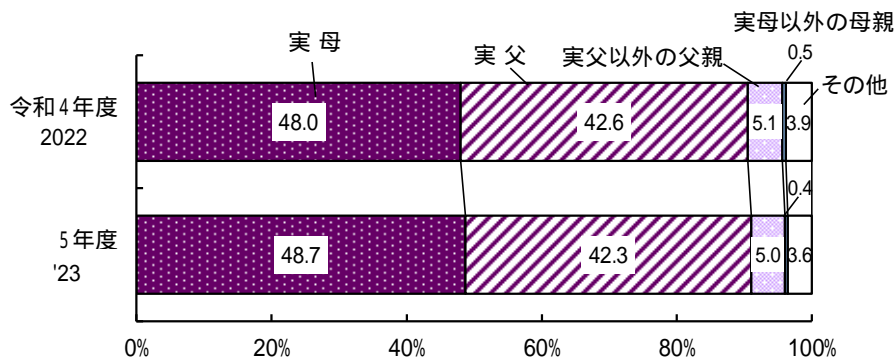


図3 児童虐待相談の主な虐待者別構成割合の対前年度比較



## 統 計 表 一 覧

- 統計表 1 児童相談所における対応件数，都道府県 - 指定都市 - 中核市 - 特別区 × 相談の種類別
- 統計表 2 児童相談所における児童虐待相談の対応件数，都道府県 - 指定都市 - 中核市 - 特別区別

統計表1 児童相談所における対応件数，都道府県 - 指定都市 - 中核市 - 特別区 × 相談の種類別

(単位：件)		令和5(2023)年度					
	総数	養護相談	保健相談	障害相談	非行相談	育成相談	その他の相談
全 国	585 934	300 814	1 045	197 307	13 808	41 456	31 504
北海道	13 277	5 779	3	6 412	217	746	120
青森県	5 582	3 033	-	1 853	85	443	168
岩手県	3 482	2 060	-	961	124	259	78
宮城県	5 303	2 099	3	2 526	59	345	271
秋田県	2 368	709	6	667	21	527	438
山形県	2 997	1 064	2	694	44	772	421
福島県	8 560	4 265	4	3 122	184	626	359
茨城県	7 779	4 989	-	2 255	164	318	53
栃木県	6 558	1 968	-	3 095	131	210	1 154
群馬県	11 099	3 534	142	4 065	350	2 609	399
埼玉県	32 279	19 184	46	7 531	695	2 110	2 713
千葉県	19 803	9 654	8	7 852	273	234	1 782
東京都	45 495	29 896	375	5 566	1 798	5 198	2 662
神奈川県	16 851	8 829	23	4 291	163	1 744	1 801
新潟県	5 668	3 566	4	1 479	113	411	95
富山県	4 444	1 513	37	1 021	75	275	1 523
石川県	2 114	1 133	-	714	58	194	15
福井県	2 563	1 464	-	607	111	259	122
山梨県	2 851	1 492	-	867	73	133	286
長野県	6 077	3 650	1	1 699	142	312	273
岐阜県	8 244	3 620	2	3 651	168	463	340
静岡県	6 230	2 084	-	3 402	224	221	299
愛知県	20 474	11 056	10	7 744	356	1 164	144
三重県	4 795	2 407	4	1 956	86	219	123
滋賀県	5 697	3 082	-	2 407	126	54	28
京都府	4 715	2 404	-	1 571	169	112	459
大阪府	28 911	17 262	5	8 623	603	1 433	985
兵庫県	18 337	7 264	5	9 531	554	953	30
奈良県	4 524	1 597	-	2 475	126	253	73
和歌山県	4 597	2 344	2	1 432	236	519	64
鳥取県	2 334	1 192	1	706	63	180	192
島根県	2 480	1 247	1	982	55	173	22
岡山県	4 563	2 187	-	1 900	132	344	-
広島県	6 498	4 345	4	1 893	167	85	4
山口県	5 593	2 237	5	2 905	125	268	53
徳島県	3 059	1 447	2	1 343	67	200	-
香川県	5 575	2 372	23	1 411	170	921	678
愛媛県	4 979	2 679	5	1 873	170	245	7
高知県	1 769	939	2	675	73	80	2
福岡県	17 464	11 198	2	4 536	471	1 138	119
佐賀県	2 072	1 181	1	632	72	123	63
長崎県	6 765	2 445	-	2 731	221	814	554
熊本県	3 957	1 387	147	1 865	64	266	228
大分県	6 684	2 202	87	1 016	140	2 293	946
宮崎県	4 419	2 064	1	1 776	107	254	217
鹿児島県	8 427	4 521	1	3 402	88	249	166
沖縄県	9 093	6 097	5	1 463	480	281	767
指定都市(別掲)							
札幌市	8 559	4 407	-	2 707	105	307	1 033
仙台市	12 692	2 220	-	6 997	53	546	2 876
さいたま市	7 109	3 625	6	1 400	169	844	1 065
千葉市	7 173	3 315	2	3 092	54	243	467
横浜市	20 843	10 774	50	8 303	345	998	373
川崎市	7 001	4 401	3	1 919	108	488	82
相模原市	3 613	1 954	1	1 347	33	189	89
新潟市	4 334	2 834	-	930	112	428	30
静岡市	2 910	1 118	3	1 377	105	141	166
浜松市	2 486	954	-	1 417	11	38	66
名古屋市	7 129	5 873	6	170	275	540	265
京都市	11 487	2 832	-	6 487	227	387	1 554
大阪市	18 638	10 089	-	6 688	321	466	1 074
堺市	5 113	2 413	-	1 585	120	955	40
神戸市	9 218	3 124	-	5 207	402	484	1
岡山市	3 368	1 107	-	1 945	55	261	-
広島市	6 252	3 752	-	1 766	114	610	10
北九州市	7 867	3 764	-	3 355	97	532	119
福岡市	8 441	3 669	-	4 112	218	439	3
熊本市	2 585	1 631	-	753	71	88	42
中核市(別掲)							
横須賀市	1 890	1 159	-	431	37	172	91
金沢市	1 314	794	-	434	32	54	-
明石市	2 112	883	4	1 038	31	141	15
奈良市	1 585	681	-	797	35	69	3
特別区(別掲)							
港区	1 323	1 066	-	116	26	74	41
世田谷区	2 446	1 865	-	309	57	56	159
中野区	1 492	1 207	2	116	40	96	31
豊島区	1 149	885	-	110	39	46	69
荒川区	1 222	795	-	147	30	146	104
板橋区	2 139	1 623	-	267	102	47	100
葛飾区	994	723	1	153	34	59	24
江戸川区	4 045	2 536	-	654	157	482	216

注：中核市（別掲）及び特別区（別掲）は、児童相談所を設置している中核市及び特別区に限る。

統計表2 児童相談所における児童虐待相談の対応件数，都道府県 - 指定都市 - 中核市 - 特別区別

(単位：件)

令和5(2023)年度

		対 応 件 数
全	国	225 509
北	海 道	4 090
青	森 県	2 414
岩	手 県	1 838
宮	城 県	1 928
秋	田 県	634
山	形 県	739
福	島 県	1 908
茨	城 県	4 134
栃	木 県	1 745
群	馬 県	1 832
埼	玉 県	14 351
千	葉 県	9 329
東	京 都	19 488
神	奈 川 県	8 569
新	潟 県	2 636
富	山 県	1 054
石	川 県	993
福	井 県	1 028
山	梨 県	1 418
長	野 県	2 774
岐	阜 県	2 725
静	岡 県	1 961
愛	知 県	7 073
三	重 県	2 162
滋	賀 県	2 689
京	都 府	2 262
大	阪 府	15 140
兵	庫 県	5 828
奈	良 県	1 417
和	歌 山 県	2 192
鳥	取 県	213
島	根 県	354
岡	山 県	721
広	島 県	3 541
山	口 県	852
徳	島 県	1 181
香	川 県	1 271
愛	媛 県	1 542
高	知 県	448
福	岡 県	7 547
佐	賀 県	1 024
長	崎 県	1 261
熊	本 県	1 210
大	分 県	1 852
宮	崎 県	1 791
鹿	児 島 県	2 655
沖	縄 県	3 100

		対 応 件 数
指定都市(別掲)		
札	幌 市	2 627
仙	台 市	1 828
さい	たま 市	3 121
千	葉 市	2 409
横	浜 市	9 606
川	崎 市	4 163
相	模 原 市	1 883
新	潟 市	1 629
静	岡 市	832
浜	松 市	761
名	古 屋 市	3 490
京	都 市	2 522
大	阪 市	6 293
堺	市	2 060
神	戸 市	2 857
岡	山 市	789
広	島 市	2 839
北	九 州 市	2 855
福	岡 市	3 282
熊	本 市	1 529
中核市(別掲)		
横	須 賀 市	1 036
金	沢 市	652
明	石 市	737
奈	良 市	528
特別区(別掲)		
港	区	895
世	田 谷 区	1 648
中	野 区	769
豊	島 区	655
荒	川 区	650
板	橋 区	1 149
葛	飾 区	534
江	戸 川 区	1 967

注：中核市（別掲）及び特別区（別掲）は、児童相談所を設置している中核市及び特別区に限る。

# 用語の定義

## 児童福祉関係

### (1) 児童相談所

児童の福祉に関する相談、調査、判定、指導等を行うため、児童福祉法により都道府県、指定都市及び児童相談所設置市に設置された相談所をいう。

### (2) 児童相談所における相談の種類

#### ア 養護相談

父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、棄児、迷子、被虐待児、親権を喪失した親の子、後見人を持たぬ子ども等養育面で環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談をいう。

#### イ 保健相談

低出生体重児、虚弱児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む。）等を有する子どもに関する相談をいう。

#### ウ 障害相談

（肢体不自由相談）肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談

（視聴覚障害相談）視聴覚障害児に関する相談

（言語発達障害等相談）構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞を有する子ども等に関する相談

（重症心身障害相談）重症心身障害児（者）に関する相談

（知的障害相談）知的障害児に関する相談

（発達障害相談）自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の子どもに関する相談（自閉症スペクトラム障害を含む。）

をいう。

#### エ 非行相談

虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為、問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、触法行為のあったとされる子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談をいう。

#### オ 育成相談

子どもの人格の発達上問題となる反抗、生活習慣の著しい逸脱等性格又は行動上の問題を有する子どもに関する相談、学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で登校（園）していない状態にある子どもに関する相談、進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談、家庭内における幼児のしつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談をいう。

#### カ その他の相談

上記アからオのいずれにも該当しない相談をいう。